

公的研究費の不正使用に係る告発及び調査に関する取扱いについて

令和3年4月1日

(令和6年4月1日一部改訂)

兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）が設置する芸術文化観光専門職大学の研究者が研究を遂行する上で遵守すべき基準を定めた「芸術文化観光専門職大学研究倫理指針」（以下「指針」という。）において、『指針に違反する行為の通報及び調査』の手順が示されているところであるが、『指針に違反する行為』のなかでも、公的研究費の不正使用に係る場合の告発及び調査については、指針4-5-3において「別に定めるものとする。」と規定されていることや「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」が令和3年2月1日に改正されたことに伴い、より迅速な全容解明のための取組が求められていることから、本取扱いにより定めることとする。

1 公的研究費の不正使用とは

故意もしくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用を指す。

なお、研究活動に關係する不正については、公的研究費の不正使用のほか、研究活動における特定不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）があるが、特定不正行為の取扱いについては、「芸術文化観光専門職大学研究活動における特定不正行為に係る取扱要綱」に基づき対応することとする。

2 公的研究費の不正使用に係る告発及び調査

（1）不正使用に係る告発

公的研究費の不正使用が行われていることを機関内外からの指摘により知った者等は、関係証拠書類等を添付し、その旨、コンプライアンス推進責任者（学部長。以下「推進責任者」という。）若しくは事務局（地域支援課）に告発するものとする。

推進責任者は、当該告発内容を精査したうえで研究倫理委員長（研究担当副学長。以下「委員長」という。）に報告する。

委員長は、事務局長及びコンプライアンス副総括責任者（運営担当副学長。以下「副総括責任者」という。）に報告する。また、告発が郵送による告発の場合は、告発者に告発を受け付けた旨を通知するものとする。

副総括責任者はコンプライアンス総括責任者（学長でない副理事長。以下「総括責任者」という。）へ報告する。総括責任者は、副最高責任者（学長）に報告するとともに、重要なものについては理事長へ報告する。

総括責任者は、必要と認める場合にはコンプライアンス推進本部（以下「推進本部」という。）において協議の上、委員長に調査を要請する。

（2）窓口の職員の義務

告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底するものとする。

告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しするものとする。

（3）秘密保護義務

この取扱いに定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

副最高責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底するものとする。

副最高責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

副最高責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮するものとする。

(4) 告発者の保護

推進責任者及び調査関係者は、当該告発者に不利益が生じないよう十分注意することとする。

また、副最高責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じることとする。

本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならないものとする。

理事長等は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規程その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができるものとする。

理事長等は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならないものとする。

(5) 被告発者の保護

本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならないものとする。

理事長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規程その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができるものとする。

理事長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならないものとする。

(6) 予備調査

推進本部からの要請を受け、委員長は、当該告発内容を精査し、委員長が指名する3名の委員による予備調査委員会を設置して、予備調査を実施することができる。

(7) 本調査の要否及び告発の取扱い

委員長は、予備調査結果や当該告発内容等を副最高責任者に報告する。

副最高責任者は、当該告発内容等の合理性を確認し、本調査の要否を判断するとともに、その要否を委員長に伝える。

委員長は、本調査の要否を、告発を受け付けた日から30日以内に当該研究費を配分した機関(以下「配分機関」という。)及び推進本部に報告する。

なお、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(8) 調査委員会の設置

副最高責任者が本調査を必要と判断した場合は、委員長は速やかに調査委員会を設置し、本調査を行うものとする。

調査委員会の構成員には、学外の学識者半数以上を含むものとし、その学外の学識者は、本学並びに告発者及び疑義を受けている者（以下「調査対象者」という。）と直接の利害関係を有さない者でなければならない。

(9) 告発者等への通知

顧名による告発の場合は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。また、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、委員長に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

委員長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

なお、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。

(10) 調査対象

調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

(11) 配分機関への調査方針等の報告

委員長は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関に報告、協議し、その結果を総括責任者に報告する。

(12) 調査対象者の協力及び弁明の機会の付与

調査対象者は、上記調査に対し、誠実に対応し、協力しなければならない。

なお、調査委員会は、調査の過程で必ず調査対象者の弁明を聞かなければならない。

(13) 調査中における一時的執行停止

調査委員会は、必要に応じて、調査対象者に対し、当該研究費の一時的使用停止を命ずることとする。

(14) 配分機関への調査協力

配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(15) 認定

調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(16) 配分機関等への調査結果等の報告

委員長は、告発を受け付けた日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を、総括責任者を通じて副最高責任者に報告し、副最高責任者は配分機関に報告する。（※付属資料1（文科省作成）を参照）

期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を総括責任者を通じて配分機関に提出する。

調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関及び総括責任者に報告する。

配分機関あるいは関係省庁への報告は、総括責任者からの報告を受けた副最高責任者が行うこととする。

(17) 告発者等への調査結果等の報告

委員長は、速やかに、調査結果（認定を含む。）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

(18) 不服申立て

調査対象者は、調査委員会の調査結果に不服があるときは、その報告を受けた日から起算して2週間以内に、調査委員会に対して不服申し立てを行うことができる。

また、告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について、その報告を受けた日から起算して2週間以内に、不服申立てをすることができる。

不服申立ての審査は、調査委員会が行う。委員長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

(19) 調査結果の公表

委員長は、調査関係者に調査結果を報告するとともに、調査委員会が不正を認定した場合には、総括責任者は、総括責任者（理事長）及び副最高責任者に事実関係に係る報告をするとともに、再発防止等に関する具申等を行う。また、総括責任者は、必要と認める場合には、懲戒の手続に移行させることについて推進本部において協議の上、理事長に具申する。

副最高責任者は速やかにその調査結果等を公表する。

公表する内容は、原則、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

但し、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属等を非公表とする。

(20) 処分

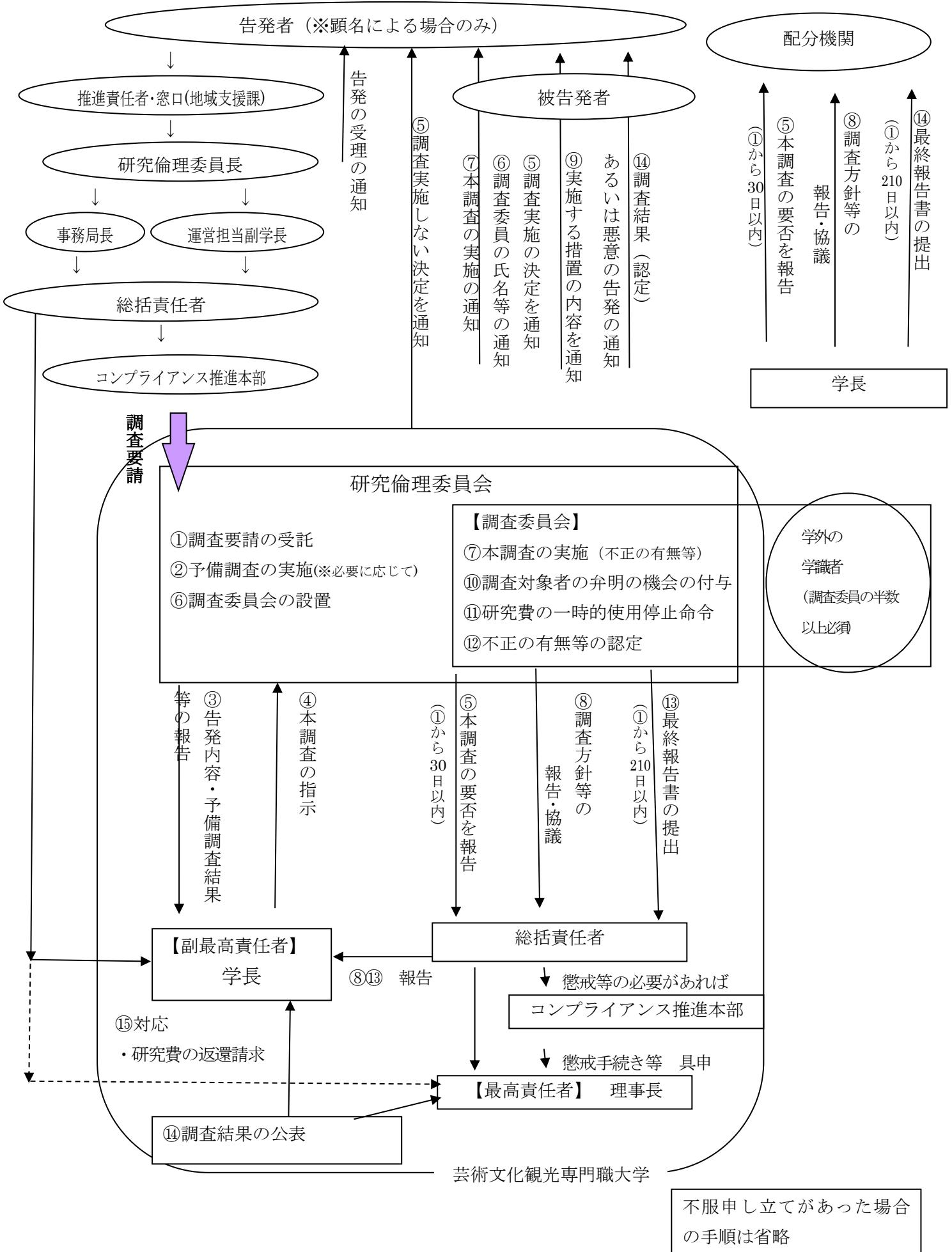
総括責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定され必要と認める場合は、懲戒の手続きに移行することについて推進本部において協議の上、速やかに最高責任者に具申し、最高責任者又は副最高責任者は被認定者に対して、法令、就業規程その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

副最高責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(21) その他

本取り扱いについて定めのない事項については、「芸術文化観光専門職大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する取扱要綱」の規定に準じるものとする。

告発からの流れ



【付属資料1】

報告書に盛り込むべき事項

□ 経緯・概要

○発覚の時期及び契機（※「告発（通報）の場合はその内容・時期等」）

○調査に至った経緯等

□ 調査

○調査体制（※第三者〔当該機関に属さない弁護士、公認会計士等〕を含む調査委員会の設置）

○調査内容

・調査期間

・調査対象（※対象者（研究者・業者等）、対象経費〔物品費、旅費、謝金、その他〕）
(※当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む)

・調査方法（例：書面調査〔業者の売上げ元帳との突合等〕、ヒアリング〔研究者、事務職員、取引業者等からの聞き取り〕等）

・調査委員会の開催日時・内容等

□ 調査結果（不正等の内容）

○不正等の種別（例：架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等）

○不正等に関与した研究者（※共謀者を含む）

・氏名（所属・職（※現職））、研究者番号

○不正等が行われた研究課題

・研究種目名、研究期間、研究課題名

・研究代表者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号

・交付決定額又は委託契約額

・研究組織（研究分担者氏名（所属・職（※現職）・研究者番号）

○不正等の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること）

・動機・背景

・手法

・不正等に支出された競争的資金等の額及びその使途

・私的流用の有無

○調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

□ 不正等の発生要因と再発防止策（※当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む）

○不正等が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制

○発生要因（※可能な限り詳細に記載すること）

○再発防止策

□ 添付書類

（例：交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的資金等の受取口座の写し、その他参考資料（証憑類等）等）

■ その他（機関における当該事案への対応）

（例）関係者の処分、交付中又は委託契約中の競争的資金等の取扱い、刑事告発等

*必ずしも当該報告書に盛り込む必要がないが、機関における当該事案への対応が決定次第、速やかに配分機関に報告することとする。

(報告書作成例)

※「報告書に盛り込むべき事項」を満たしていれば、必ずしもこの様式による必要はありません。

○○○第○号
令和○年○月○日

(配分機関 殿)

○○大学
学長 ○○ ○○ 印

○○○の不正等について（報告）

令和○年度（競争的資金等の名称）において○○○が行われたことが判明しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 経緯・概要

- ※ 発覚の時期及び契機（※「告発（通報）」の場合はその内容・時期等）
- ※ 調査に至った経緯等

2 調査

（1）調査体制

- ※ 調査委員会の構成（第三者〔当該機関に属さない弁護士、公認会計士等〕を含む調査委員会の設置）

（2）調査内容

- ※ 調査期間
- ※ 調査対象（対象者（研究者・業者等）、対象経費〔物品費、旅費、謝金、その他〕）
- ※ 当該研究者が関わる他の競争的資金等を含む
- ※ 調査方法（例：書面調査〔業者の売上げ元帳との対照等〕、ヒアリング〔研究者、事務職員、取引業者等からの聴き取り〕等）
- ※ 調査委員会の開催日時・内容等

3 調査結果（不正等の内容）

（1）不正等の種別

- ※ 例：架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等

(2) 不正等に関与した研究者（※共謀者を含む）

氏名（所属・職（※現職））	研究者番号

(3) 不正が行われた研究課題（該当する研究課題分作成）

研究種目名	研究期間				
研究課題名					
研究代表者氏名（所属・職（※現職））					
研究者番号					
交付決定額又は委託契約額 (単位：円)					
令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
研究組織（研究分担者氏名（所属・職（※現職）・研究者番号））					

(4) 不正等の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること）

- ・ 動機・背景
- ・ 手法
- ・ 不正等に支出された競争的資金等の額及びその使途
- ・ 私的流用の有無

(5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

(6) 不正等に支出された競争的資金等の額（該当する研究課題ごとに該当する年度分作成）

平成 年度（内訳） (単位：円)

費目	交付決定額 又は 委託契約額	実績報告額	適正使用額	不正使用額 ・ 不適切使用額
物品費	—			
旅費	—			
謝金等	—			
その他	—			
直接経費計				
間接経費				
合計				

※ 該当する研究課題ごとに該当する年度分作成

4 不正等の発生要因と再発防止策（※当該研究者が関わる他の競争的資金等を含む）

- (1) 不正等が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制
- (2) 発生要因（※可能な限り詳細に記載すること）
- (3) 再発防止策

5 添付書類一覧

（例：交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的資金等の受取口座の写し、その他参考資料（証憑類等）等）